

公益社団法人  
**米子法人会会報**

2022

会報No. **89**

# みずびり



日南町SDGs  
未来都市への挑戦

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめぐるものとして  
会員の積極的な自己啓発を  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

めざまし 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

目次

|  |    |
|--|----|
| ごあいさつ .....  | 1  |
| 豊かな自然と暮らす、源流の郷・日南町 .....   | 2  |
| もし映画『ミッションインポッシブル』が消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の適用を受けたら PART2 ... | 6  |
| 法人会からの提言 .....   | 8  |
| 令和4年度税制改正等の提言活動／令和3年度 納税表彰 .....                                 | 9  |
| 社会貢献活動のコーナー  |    |
| 税に関する絵はがきコンクール .....   | 10 |
| 古タオルの回収・寄贈／チャリティーゴルフコンペ .....                                    | 12 |
| 青年部会のコーナー  |    |
| 第35回 全国青年の集い佐賀大会に参加して .....                                      | 13 |
| 「米子税務署長との座談会」開催／県内統一「第8回税金クイズ」を実施 .....                          | 14 |
| 業務委託費と交際費 .....  | 15 |
| 税務署のコーナー   |    |
| e-Tax・ダイレクト納付の推進、インボイス制度の導入及び電子帳簿保存法の改正について ...                  | 16 |
| 電子帳簿保存法が改正されました .....  | 17 |
| 会員のコーナー .....  | 18 |
| 新入会員のご紹介 .....   | 19 |



# ごあいさつ



公益社団法人 米子法人会  
会長 青 砥 隆 志

会員の皆さまには、日頃から米子法人会の運営及び事業活動に、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。昨年来、コロナ禍の影響により例年どおりの事業や活動を十分に実施できない状況でしたが、感染拡大防止策を講じながら、税務研修を始めとした経営セミナーや講演会など徐々に再開しておりますので、引続きご理解とご協力をお願いいたします。

日本銀行の「経済・物価情勢の展望」によれば、わが国経済の先行きを展望すると、感染症によるサービス消費の下押し圧力や供給制約の影響が和らぐもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、回復していくとされています。

海外経済についても、国・地域ごとにばらつきを伴いつつも、総じてみれば回復しているとみられています。

当地においても、製造業・非製造業とも需要の持ち直しによる改善傾向はみられます。

しかしながら、引き続き変異株を含む感染症動向等のリスク要因や、それが内外経済に与える影響に注意が必要であるとされます。

令和4年度税制改正において、法人課税関係では、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化すること、個人所得課税関係では、住宅ローン控除期間を4年間延長することが決定されました。電子帳簿保存関係では電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のため、2年間の猶予措置が設けられました。

また、令和5年10月1日には、事業者登録を基礎とする仕入額控除の仕組みである「インボイス制度」が実施されることとなり、昨年10月には登録事業者の申請受付が開始されました。

本会は公益社団法人としての活動が期待されており、自らの公益性と透明性を高めながら地域社会への一層の貢献をしております。今後も、税制改正に関する提言活動、租税教育の啓発活動、そして基本事業であります税務及び企業経営に関する研修会等を積極的に展開していく所存です。

最後になりましたが、会員企業さまをはじめ、関係各位、そして地域の皆さまのご健勝とご繁栄を祈念いたしますとともに、今後とも米子法人会の活動に一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



# 豊かな自然と暮らす、 源流の郷・日南町

中国山地の真ん中に位置し、豊かな自然を有する日南町。鳥取県の一級河川、日野川の清澄な水を育んでいるのが日南町の面積のうち90%を占める豊かな森林です。

夏には森一面にヒメボタルが輝き、1,000m級の山並が見せてくれる四季折々の表情には飽きることがありません。どこか懐かしい日本の風景が日南町にはあります。

人口は令和3年12月末現在で4,251名。

高齢化率は50%を超えており、「創造的過疎のまち」のキャッチフレーズの下、コンパクトヴィレッジ構想や水源涵養を育む森林育成活動など、持続可能なまちづくりに向けた先進的取り組みを積極的に行っています。





日南町は内閣府によって令和元年度「SDGs 未来都市」に選定されました。まちづくりの中心となる同町役場（行政施設）を観光地として活用し、SDGs のアイコンカラー 17 色を和傘に塗り分け展示する「アンブレラスカイ」企画を実施しています。

庁舎が開庁時は無料で見学でき、日南町オリジナルキャラクター“オッサンショウオ”とともに皆様をお出迎えしています。

和傘の色は、新型コロナウイルスの影響で、当時休校中であった地域の小学生たちによって塗装されました。和傘の塗料は、サクラクレパス社のアクリル絵の具を使用。同社の創業者は日南町出身の佐竹林蔵氏であり、同氏が美術教育界に多大な功績を残したこと、そのような人物が故郷の出身であること、SDGs の目標である10年後は君たちが町を引っ張っていくのだということ伝える機会にもなりました。



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 日南町オリジナルキャラクター “オッサンショウオ”

「日南町にもキャラクターを!」という声にこたえるべく、作品を全国に公募し、その中から選びぬかれたのが「オッサンショウオ」です。日南町が誇る天然記念物「オオサンショウウオ」+「おっさん」を掛け合わせたキャラクターで町のPRに活躍しています。



# 地元企業と取り組む 森林保全活動



日南町は、“森林の町”とも呼ばれています。豊かな森林を由来とした希少な動植物も多種生息しており、FSC® 森林認証に基づく生態系・環境に配慮した森林管理を行っています。持続可能な林業経営はもちろんのこと、林業アカデミーによる林業従事者育成、保育園児から大人まで生涯を通じた森林教育など、後継者育成にも取り組んでいます。

森林保全活動の取り組みの一つである日南町有林 J-クレジットの契約件数が過去最多（年度ごと）を更新し続けています。（平成 25 年度より発売）

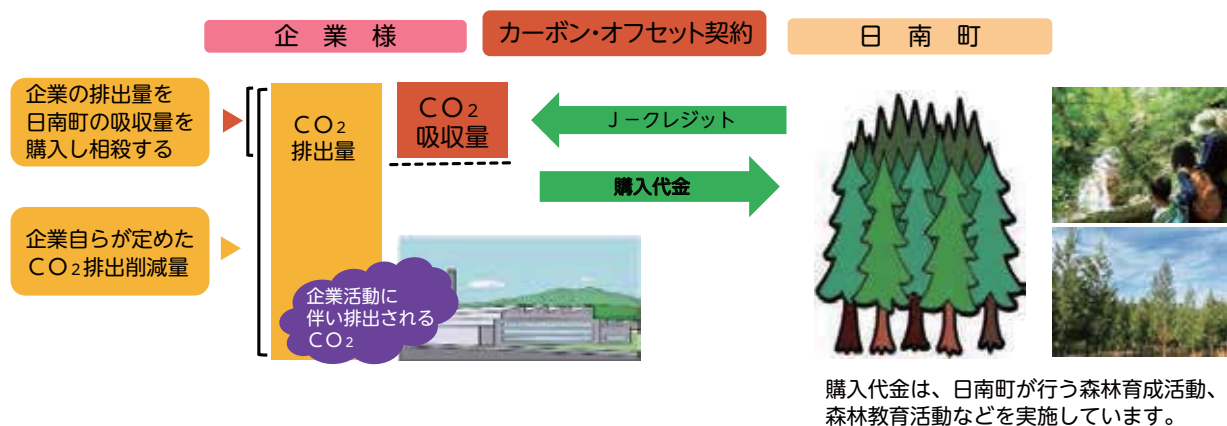
## ※FSC® 森林認証

持続可能な森林活用・保全を目的として誕生した「適切な森林管理」を認証する国際的な制度。認証を受けた森林からの生産品による製品には FSC® ロゴマークをつけることができる。

J-クレジット制度とは森林等の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減量・吸収量を認定し、売買を可能とした国の制度です。日南町では、林業振興や環境保全、生態系の維持を目的にJ-クレジットを取得し、県内外の多くの企業に販売しています。8年間で3,358トン（全体量6,604トン）の販売等を行っています。

（※令和3年 12 月 13 日現在の販売額約3,400万円）

## J-クレジット





# 地域全体で取り組む環境問題

購入した企業においては企業活動等において排出された CO<sub>2</sub> を、J-クレジットの購入で埋め合わせることで（カーボンオフセット）、環境貢献企業としての PR 効果だけでなく日本各地の森林保全活動や中小企業等の省エネ活動を後押しすることができます。ESG 経営といわれる「環境・社会・ガバナンス」が当たり前となっている昨今では欠かせない取り組みとも言えます。

※ESGとは  
環境(Environment)、社会(Social)、  
ガバナンス(Governance)の頭文字を取って作られた言葉。  
近年ではこの3つの観点から投資対象を選ぶ「ESG投資」が注目されている。



## 今後の日南町が目指す姿とは

日本の 30 年後の姿とも言われている日南町。SDGs は町が存続していくための羅針盤とも言えます。人口減少、地域資源の活用が乏しい日南町においては、SDGs の目標の1つ「パートナーシップ」が欠かせません。1つの自治体だけでは、その町が抱えている問題は解決しないため、企業、団体、学校、研究機関、そして私たち一人ひとりが自分達にできることに取り組むことが今後更に重要となってきます。そして手を取り合い、誰一人取り残されることのないまちづくりを目指していかなければなりません。J-クレジット制度に限らず、多様な企業・パートナーとの連携により、持続可能な、ダイバーシティ（多様性）の視点によるまちづくりに取り組んでまいります。

（記事・写真等は日南町企画課より提供）

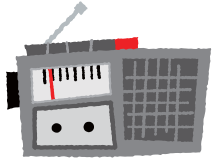




# もし映画『ミッション:インポッシブル』が 消費税の適格請求書等保存方式(いわゆる インボイス制度)の適用を受けたら **PART2**



税理士  
播間 光広  
まほろば税理士法人



「ごきげんよう、みずどり読者の諸君。ちょうど一年前、みずどり87号で諸君に依頼したミッションは完了されたかな?どんなミッションだったかって?忘れたあなたのために今一度確認しよう」

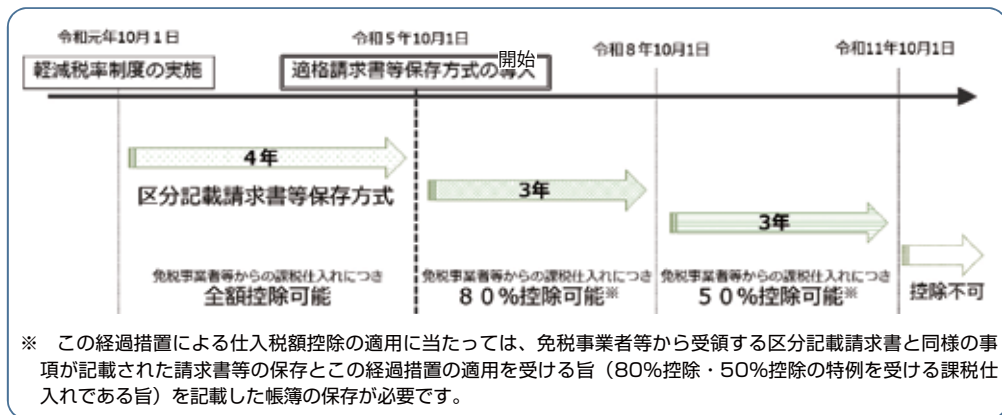
令和5年(2023年)10月から開始される消費税の適格請求書等保存方式(以下インボイス制度)。これに先立ち、皆さんに課されたミッションは、令和3年10月から受付開始の「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」の**提出**でした。これによりインボイス登録番号が付与され、インボイス発行事業者になることができます。もしまだなら提出期限は令和5年3月31日ですが、早めに提出しておきましょう。なお、以下のサイトからインボイス番号発行事業者を検索できます。

**国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト (nta.go.jp)** <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

PART2では、インボイス制度で「免税事業者」が受ける影響について解説します。免税事業者とは、課税売上1000万円以下で消費税を納めなくてもよい事業者です。現在は、売り手側が免税事業者だった場合でも、買い手側が購入時に支払った消費税を売上に対する消費税から差し引いて納税することになっています(※本則課税の場合)。この仕組みを「仕入税額控除」といいます。しかし、インボイス制度が始まる令和5年10月からは、免税事業者へ支払った消費税は仕入税額控除できなくなります。法人会会員のほとんどが課税事業者なので自分は関係ないと思われるかもしれませんが、しかし、土木建設業など一人親方に工事を外注している場合やフリーランスで働く事業者が業務委託している業種では、外注先及び業務委託先が免税事業者だったら、インボイス発行事業者になるかどうか確認する必要があります。免税事業者のままなら、こちら側の消費税納付額が高くなるわけですから当然です。仕入税額控除ができないなら消費税分は請求しないよう要請することも考えられます。取引先を課税事業者に変えるという選択肢もあるでしょう。これに関して、さすがにいきなり仕入税額控除ができないと売り手側も買い手側も大変なので、次のような経過措置が設けられています。

## 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



【国税庁パンフレットより抜粋】



例えば、令和5年10月1日から3年間は、免税事業者に支払った消費税の80%を仕入税額控除できるようになっています。しかし、経理の現場は、一つひとつ請求書や領収書にインボイス登録番号があるかを確認し、登録番号がないものは、新たな課税コードを設けて会計ソフトに入力するという途方もなく煩雑な作業になってしまいます。これでは経理業務の効率化どころか、むしろ逆の複雑化です。

まずは、取引先に免税事業者がいるかどうかを調べるのがPART2での最初のミッションです。

次に、免税事業者が自らインボイス発行事業者(課税事業者)になる場合も登録申請書の提出につき経過措置があります。

### 免税事業者の登録申請手続

- > 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です(経過措置)。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。  
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

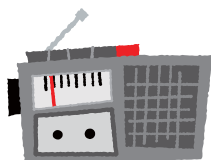
【例①】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

| 令和4年12月期 | 令和5年12月期                      |                       | 令和6年12月期                      |
|----------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
|          | 登録申請手続の期限<br>(原則として令和5年3月31日) | 登録日<br>(令和5年10月1日)    | 登録日以降は課税事業者となるため<br>消費税の申告が必要 |
| 免税事業者    | 免税事業者                         | 適格請求書発行事業者<br>(課税事業者) | 適格請求書発行事業者<br>(課税事業者)         |

【国税庁パンフレットより抜粋】

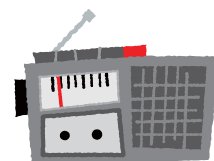
この経過措置の場合、期の途中から課税事業者になり、登録日から期末までの消費税を申告することになります。登録申請書の提出期限は、原則として令和5年3月31日なのでお忘れなく。なお、この経過措置の場合「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

※原則は、「登録申請書」と合わせて「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。



「PART2のミッションは、免税事業者との取引がある場合、今後インボイス発行事業者になってもらうかどうか取引先と話し合うことだ。君あるいは君の仲間が捕まり殺されても、当局は一切関知しないものとする」  
ミッション：インボイスPART2、お忘れなく!!

「なお、このメッセージは5秒後に自動的に消滅する」

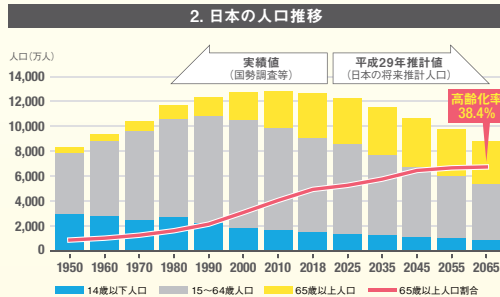
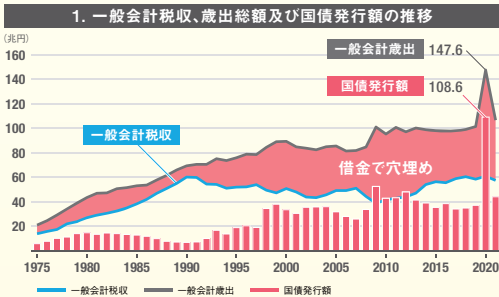


# 中小企業と日本の未来を救うために ポストコロナに向けた 経済再生、財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」[公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）]は、9月21日開催の理事会において「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け限界に達しており、税財政や金融面からの実効性ある対策が急務であることを求めています。また、膨大なコロナ対策費は、先進諸国においても財政を悪化させましたが、日本とは違い、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化に取り組むこと、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等が必要です。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株) 名管理事



1. (注1) 令和2年度までは決算、令和3年度は予算による。  
(注2) 特別公債発行額は、平成2年度は東京圏における  
平均固定資産を支援する財源を確保するための臨時特別  
公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに  
先行して行った減税による増収収入の減少を補うための減税  
特別公債、平成23年度は東京圏以外の大企業からの役員のために  
実施する構築の財源を確保するための再興債、平成24年度  
及び25年度は基礎年金国庫負担率2分の1を減額する財源を  
確保するための年金特別公債等である。  
2. (出所) 2018年までの人口は総務省「人口統計」(毎年10  
月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年  
は総務省「人口統計」、それ以外は総務省「国勢調査」、2018  
年までの会計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、  
2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来  
推計人口(平成29年推計)」、出生中位・死亡中位推計

## 令和4年度税制改正に関する提言(概要)

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず醜より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

#### 4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

### II 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台

ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

#### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

#### 4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、

軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮をすること。
- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、強力的な対応を求める。等

### III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

### 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



# 令和4年度税制改正等の提言活動

米子法人会の税制改正等の提言活動として、9月21日に全法連税制委員会がとりまとめた「令和4年度税制改正に関する提言」を、当法人会の管内に選挙区を持つ赤沢亮正、湯原俊二両衆議院議員の事務所を訪れ、要望事項の説明を行うとともに提言書を渡しました。また、地方行政に対しても米子市及び境港市を訪問し、市長及び市議会議長に地方財政及び地方税に対する内容の説明を行い、それぞれに提言書を渡しました。



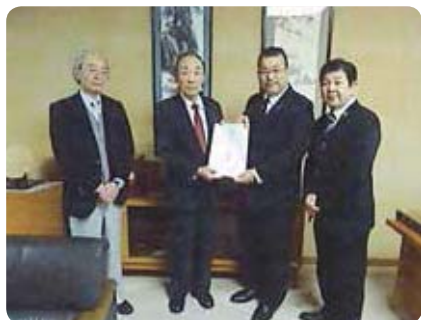
赤沢亮正衆議院議員に  
(左:高橋委員長、右:青砥会長)



湯原俊二衆議院議員に  
(左:高橋委員長、右:國頭副会長)



伊木隆司米子市長に  
(左:高橋委員長、中:青砥会長)



岩崎康朗米子市議会議長・前原茂副議長に  
(左:高橋委員長、右:國頭副会長)



伊達憲太郎境港市市長に  
(中:岡空副会長、境港支部役員)



森岡俊夫境港市議会議長に  
(中:岡空副会長、境港支部役員)

## 令和3年度 納税表彰

11月16日、米子税務署において、「令和3年度納税表彰・感謝状贈呈式」が開催され、当法人会から次の方々表彰されました。

### 広島国税局長表彰

千代むすび酒造(株) 岡空晴夫氏

### 米子税務署長表彰

山根商事(株) 山根文教氏

### 米子税務署長感謝状

(株)皆生つるや 宇田川智恵氏

### 米子税務署長感謝状

(株)トンボ 望月伸子氏



米子税務署長、國頭副会長と受賞者

栄えある受賞おめでとうございます

# 社会貢献活動のコーナー

## 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」を実施してから今年度で第11回となりました。

この活動は、小学校6年生を対象に税の大切さや、税の果たす役割について学んだことを絵はがきに表現してもらい、税に対する理解をより深めてもらうことを目的として取り組んでいます。

今回も、27校から1,039点の多数の応募があり、多くの方々に作品を見ていただくよう「ホープタウン」において、展示会を開催いたしました。



多数応募校への感謝状と記念品の贈呈



女性部会による作品選考会



審査員による最終選考会



作品展示会



入賞者へ賞状と記念品贈呈





# 第11回 税に関する絵はがきコンクール

入賞作品

米子市  
美術館長賞



成実小学校  
林 知香さん

米子税務署長賞



箕蚊屋小学校 中原 翔さん

鳥取県西部  
県税事務所長賞



名和小学校 貝本 芽さん

中国税理士会  
米子支部長賞



加茂小学校 新宅 喜仁さん

米子法人会会長賞



福米東小学校 上田 梨瑚さん

米子法人会女性部会長賞



境小学校 原 来実さん



境小学校  
藤井 優さん

米子法人会  
青年部会長賞



福米西小学校 遠藤 佑平さん



大山小学校 馬田 舞優さん

米子法人会入賞



中山小学校  
佐伯 凜太郎さん



就将小学校 長岡 陽菜さん



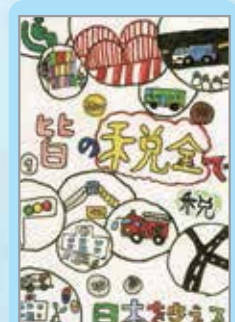
福米西小学校 堀安 芽生さん



和田小学校 岸上 彩愛さん



江府小学校 長岡 明奈さん



中浜小学校  
菊池 優翔さん

## 学校表彰

- |       |       |       |        |        |       |       |        |
|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 明道小学校 | 啓成小学校 | 就将小学校 | 福米東小学校 | 福米西小学校 | 加茂小学校 | 崎津小学校 | 和田小学校  |
| 境小学校  | 中浜小学校 | 西伯小学校 | 会見小学校  | 岸本小学校  | 八郷小学校 | 溝口小学校 | 大山西小学校 |
| 大山小学校 | 名和小学校 | 中山小学校 | 日南小学校  | 根雨小学校  | 江府小学校 |       |        |

# 社会貢献活動のコーナー

## 古タオルの回収・寄贈

米子法人会では、毎年、社会貢献活動の一環として「古タオルの回収・寄贈」を行っています。

昨年度は、コロナ禍の影響により中止を余儀なくされましたが、今年度は皆様のご協力により実施することができました。

「古タオルの回収・寄贈」事業については、平成17年より鳥取県西部地域の企業・団体・個人様より、古タオルを回収させていただき、福祉施設等にお届けさせていただいています。

本年度については、医療法人厚生会、医療法人育生会に合計70箱を寄贈させていただきました。



古タオル梱包



古タオル運搬



医療法人厚生会に寄贈



医療法人育生会に寄贈

### ご協力いただいた企業・団体様

(株)井ゲタ竹内  
(株)エスジーズ  
皆生中央興業(株)  
(株)皆生つるや  
(有)上後藤コンタクトレンズセンター  
木下ファーム (同)  
(株)キャルコン  
(有)楠計量機  
国頭印刷(有)

(株)越河  
境港土建(株)  
坂口 (合名)  
(有)笹間建材店  
(株)山陰ビデオシステム  
(株)山陰放送  
(株)三伸総合設備  
(有)松和冷機  
医療法人社団 周防内科医院

大同警備保障(有)  
大同生命保険(株)  
(有)タイヤセンターナガミ  
(有)高橋会計事務所  
鳥取県金属熱処理(協業)  
(株)トンボ  
日本海テレビジョン放送(株)  
(有)フレッシュ電子  
堀田石油(株)

美保テクノス(株)  
(株)やまさき  
米子信用金庫  
(有)米子ニューアーバンホテル  
鳥取県西部総合事務所  
米子市役所  
米子税務署  
長本

その他匿名の皆さま、ありがとうございました。

## チャリティーゴルフコンペ

チャリティーゴルフコンペは、平成23年3月の東日本大震災で、甚大な被害を受けた地域を支援するため【チャリティーイベント「被災地復興支援ゴルフコンペ」】として始められました。以降、当年度の支援先を社会貢献会議で決定し、チャリティーで集まった募金をお届けしています。

また、コンペの賞品も被災地より調達させていただいています。

2年ぶりの開催となった本年度は、12月17日に「鳥取県医療従事者支援」として鳥取県西部総合事務所長 吉村文宏氏へ当法人会会長 青砥隆志から寄贈させていただき、感謝状を頂戴しました。

米子法人会は、これからも会員の皆様、地域の皆様とともに、笑顔をお届けする活動を続けてまいりますので、ご協力をよろしくお願い致します。



チャリティーゴルフ



目録を渡す青砥会長と  
今出総務委員長



# 青年部会のコーナー

## 第35回 全国青年の集い佐賀大会に参加して

令和3年11月25日、26日の二日間に渡り第35回法人会全国青年の集い佐賀大会が開催されました。長引く新型コロナウイルスの影響に開催されるか不安もありましたが、幸い新型コロナの感染が秋口より沈静化しており参加は部会長のみに制限されたものの無事に開催され、私も初めて参加することが出来ました。初日は今年度2回目の青連協の連絡協議会、部会長サミットと懇親会に出席いたしましたが、青年部会長を仰せつかってから初めて全国法人会総連合青年部会連絡協議会の佐藤知樹会長をはじめとする全国の部会長の皆さんと交流する機会を頂けたことは本当に嬉しく楽しいものでした。今までは連絡協議会もオンラインでの開催など直接お会いする機会が無く今一つ実感も湧かなかったのが正直なところです。



青年部会部会長  
高橋 宏之  
（榊山陰ビデオシステム）

二日目は租税教育活動プレゼンテーション、「健康経営大賞」ファイナリスト事例発表、大会式典と続きます。その中で今回特に印象的だったのは租税教育活動プレゼンテーションでした。全国の各単位会がそれぞれに創意工夫を重ねておられ、様々な「租税教室」を展開しておられます。「子供たちに如何に税の大切さを主体的に考えてもらうのか」「地域のイベントとしても楽しんでもらえるものにしたい」など、米子に持ち帰りたいものばかりでとても刺激を頂きました。また、「健康経営大賞」は次回の沖縄大会に向けてのプレ大会の要素もあるなど取組や大会も常に進化していると感じました。

今回の佐賀大会の準備をされた川代大会会長をはじめとする佐賀県法人会連合会青年部会連絡協議会の皆様には本当に感謝の気持ちでいっぱいです。今回大会への参加を通じて単位会だけでなく全国との繋がりを実感することが出来、今後の活動への活力を頂いた様に思います。



租税教育活動プレゼン最優秀賞事例発表



健康経営大賞最優秀賞事例発表

青年部会・女性部会共催

## ～「米子税務署長との座談会」開催～

12月3日、当法人会久々の試みとして、青年部会・女性部会共催による「米子税務署長との座談会」を加塩署長様をはじめ、都田副署長様、石岡統括官様のご参加を頂き、ANAクラウンプラザホテル米子にて開催しました。

前半は、加塩署長様よりご自身のオーストラリア、ドイツでの留学・勤務時の体験談、ご趣味のロードバイクの話など、写真も交えながら、普段あまり聞けない「肩肘の張らない」話も聞かせて頂きました。後半では、ケーキ・コーヒーも頂きながら、座談会へと進み、和やかな会話あり、鋭い質問ありであったという間に時間が経過しました。

ソーシャルディスタンスの中、座席間の距離はありましたが、加塩署長様、米子税務署の方々、青年部会員・女性部会員の「鳥取県西部地区への愛」も感じられ、心の距離はグッと縮まった素敵なひと時でした。



## 県内統一「第8回税金クイズ」を実施

～ 大山のお米とご当地レトルトセットを正解者の中から抽選でプレゼント！～

本年度の税金クイズは、例年法人会ブースを設置して募集していた「せいぶの農と食まつり」が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、イベントでの税の広報活動、募集活動に大きな影響がありました。会員皆様からの募集呼びかけ及び応募用紙のQRコード読み込みによる受付など応募数の確保に努めました。

この「税金クイズ」は鳥取県連の統一事業であり、税を考える週間（11/11～11/17）の広報として毎年開催しています。

このクイズへの応募 322名様の中から厳正な抽選を行い、当選者への賞品として 米子法人会セレクトの「大山のお米とご当地レトルトセット」をお送りしました。



大山のお米とご当地レトルトセットを150名様にプレゼント!

# 税金クイズ

鳥取県法人会連合会 共催

応募方法 下記いずれかの方法で応募ください

FAXで応募  
クイズの答えと応募事項を記入してお住まいのエリアの法人会までFAXでお送りください。  
東部エリア 鳥取県法人会 FAX:0857-20-9955  
中部エリア 鳥取県法人会 FAX:0854-67-4573  
西部エリア 米子法人会 FAX:0859-33-6655

応募フォームより応募  
お近くのQRコードをスマートフォンで読み込んで応募フォームより応募ください。

※応募締切/令和3年11月30日(火)  
※抽選実施日/12月1日(水)

下記の「税金クイズ」に答えよう

1 税金の使い道はどこで決めるの?  
A) 日本銀行 B) 国会 C) 総務省  
※国庫金、地方交付金、国庫、国庫の交付金は国庫から出ている。

2 日本の税金は全部でいくらくらい?  
A) 5兆円 B) 50兆円 C) 500兆円  
※国庫金、地方交付金、国庫、国庫の交付金は国庫から出ている。

3 鳥取県では、国民共済の財政である森林を県民全体で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月から導入しました。何税?  
A) 森林守りうせ B) 森林大学だかい C) 森林環境保全税  
※森林守りうせは、森林守りうせ法による。

鳥取県連合会 CICA AICU  
TEL: 7  
FAX: 7



# 業務委託費と交際費 ～ 実践税務調査 ～

税理士 牧野 義博

不動産売買業や建設業では、よく業務委託費やコンサルタント料といった名目の支出があります。税務調査では、何を委託して具体的にどのような成果物が手に入ったのか、具体的な資料の提示や説明がなされないときに問題となります。

調査官と担当者とのやりとりから検証していきましょう。

**調査官** 業務委託費の依頼内容について、報告書等の証拠書類で説明をしてください。

**担当者** 物件を売却するに当たり、地権者や地域住民などに関する諸問題を解決してもらうためにお願いしたものです。

**調査官** 抽象的でよくわかりません。受託者がどのような行動をとり、その成果がどうであったのか、途中経過も含めた具体的な報告があると思われまますのでそれを見せてください。

**担当者** 難しいことを言われても困るよ。要はこの業者に金を払えば工事が進められるのだから、それで良いでしょう。

**調査官** ということは、委託内容を相手に一任し、結果さえ良ければ問題ないということですね。報告書等はないのですか？

**担当者** ありません。

**調査官** それでは業務委託であるという確認がとれません。工事のために必要であることは認められますが、仕事の内容が明確ではありませんね。単なる口利き料ではないのですか？

**担当者** 細かい内容はどうしても、工事ができたのだから問題ないでしょう。

**調査官** 受ける役務の内容に具体性がないため、相応の支払いなのか検証できません。このままでは調査が進展しませんので、関係先に反面調査をして事実関係を確認してから判断させていただきます。

租税特別措置法（法人税）の通達に、似たような事例の場合の判断基準が記載されています。要点を整理しますと、いわゆる情報提供者などに支払われる金品は①「あらかじめ締結されていた契約によるもの」、②「役務の内容が契約書に具体的に記載されており、かつ、実際に役務の提供を受けていること」、③「支払った金品が役務の提供の内容から相当であること」とあります。

今回の場合、地権者や地域の関係者に対し反面調査が行われ、業務受託者から便宜供与などが全くなかったことが明らかになりました。さあ、この支払いはどうなるのでしょうか？

業務の遂行に必要な費用であることは事実認定で明らかになりましたが、①、②、③には該当しないことから、単に仕事を円滑に進めるための費用として、交際費に該当すると認定をされました。仮に、これが仕事関連ではない支出と認定されたら、寄附金課税の対象となるでしょう。

いずれにしても、接待、供応に支出されたものだけが交際費ではありませんので、ご注意ください。

【筆者紹介】 牧野義博（まきの・よしひろ） 東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。





米子税務署長  
加塩 雄斗

## e-Tax・ダイレクト納付の推進、 インボイス制度の導入及び 電子帳簿保存法の改正について

### (はじめに)

公益社団法人米子法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

米子法人会におかれましては、よき経営者を目指すものの団体として、税に関する知識の普及のための税務研修会の開催に加え、租税教室への講師派遣や税に関する絵はがきコンクールの募集活動など、将来を担う子供たちへの租税教育にもご尽力いただいております。私ども税務行政に携わるものとし、誠に心強い限りであり、皆様方のご尽力・ご熱意に対し、心から感謝申し上げます。

足下、新型コロナウイルス感染症については予断を許さない状況が続いており、「新しい生活様式」や「テレワークの推進などによる新たな働き方」についても大きく取り上げられています。

特に、デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する「デジタルトランスフォーメーション」を推進する動きが社会全体に広まっており、私ども税務署におきましても、国税の申告や納付の手続きの電子化のさらなる普及に取り組んでいるところです。

### (e-Tax・マイナンバーカードの普及推進)

国税の申告手続きの電子化に関しましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、所得税等の確定申告をご自宅やお勤め先からスマートフォンやパソコンから提出できるe-Taxの普及推進に取り組んでいます。米子法人会の皆様方におかれましても、e-Taxの普及推進へのご理解とご協力をお願いします。

このe-Taxの普及推進においては、マイナンバーカードの普及が重要となります。

現在、米子市におかれましてはマイナンバーカードの普及にご尽力されており、希望される皆様の事業所等へ市役所職員が向かってマイナンバーカードの申請を受け付ける、マイナンバーカードの出張申請の受付を行っております。

米子法人会におかれましても、すでに数社の会員の方においてマイナンバーカードの出張申請を活用していただくなど、この取組にご協力いただいております。感謝いたしております。

この出張申請は皆様の事業所等で申請手続きを行うことができ、出来上がったマイナンバーカードもご自宅で受け取ることができる大変に便利なサービスとなっていますので、会員の皆様も、ぜひ、この

マイナンバーカードの出張申請をご活用いただければと思います。

### (ダイレクト納付の推進)

国税の納付手続きに関しましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、税務署や金融機関の窓口に出向くことなく納付手続きができる、ダイレクト納付のご利用をお願いします。

ダイレクト納付は、事前に税務署に届出をいただいた上で、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単なパソコン操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即日又は指定した期日に納付できる便利な電子納税の手段です。

電子証明書やICカードリーダーライターが不要で、源泉所得税、法人税、消費税などの納付に利用することができます。特に、納付回数の多い源泉所得税や消費税中間申告分等の納付に大変便利です。まだ、ご利用でない会員の皆様におかれましては、ぜひ、ご利用をご検討ください。

### (消費税インボイス制度の導入について)

令和5年10月から予定されている消費税に係るインボイス制度の導入に向けて、登録事業者の登録申請の受付が昨年10月1日から開始されています。会員の皆様方におかれましては、登録申請と登録通知の受領をe-Taxにより早期に手続きを行っていただいた上で、制度導入に向けた準備を進めていただくようお願い申し上げます。

### (電子帳簿保存法の改正について)

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性や記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われています。この機会に帳簿書類の電子化についてもインボイス制度の導入と一緒にご検討・ご準備をお願いします。

### (むすび)

米子税務署といたしましては、税務行政を円滑に運営していくために、今後も米子法人会の皆様方と十分に意思疎通を図り、協調と信頼関係を深めてまいりたいと思います。あらためてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

米子法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして結びとさせていただきます。



# 電子帳簿保存法が改正されました

R3.05  
(R3.12改訂)

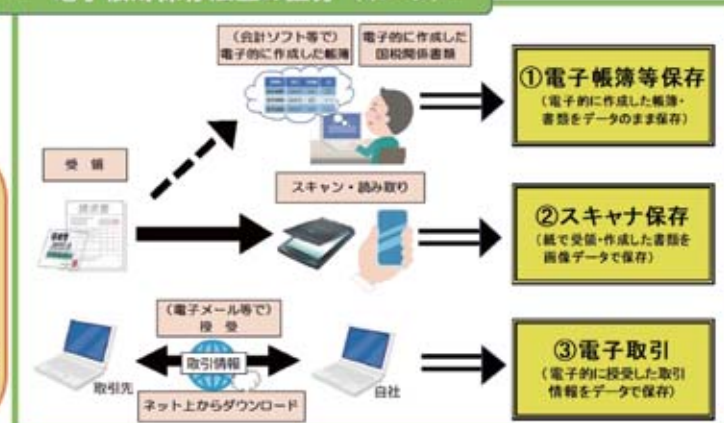
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

## 導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。  
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

## ～電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



## ～①電子帳簿等保存に関する改正事項～

- 1 税務署長の事前確認制度が廃止されました。【令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係帳簿について適用。】
- 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。【令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用。】
- 3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。【令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用。】

## ～②スキャナ保存に関する改正事項～

- 1 税務署長の事前確認制度が廃止されました。【令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用。】
- 2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。【令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用。】
- 3 適正事務処理要件（相互けん制、定期的検査、再発防止策社内規程整備等）が廃止されました。【令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用。】
- 4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。【令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用。】

## ～③電子取引に関する改正事項～

- 1 タイムスタンプ要件及び検索要件について要件が緩和されました。【令和4年1月1日以後行う電子取引について適用。】
- 2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。
  - (1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力画面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。【令和4年1月1日以後行う電子取引について適用。】  
（注）令和5年12月31日までに電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
  - (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は偽装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。【令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用。】

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは「[国税庁 電子帳簿保存法](#)」で検索。



# +10 http://www.kitto.jp

様々なシーンにキットはきっとお役に立ちます

1978年、有限会社阿部白衣として米子市角盤町に設立。  
 1993年に米子市河崎に社屋を移転し、以降、山陰を中心にユニフォームの企画・製造・販売、プリント・刺繍加工を、  
 スタッフ一同取り組んで参りました。  
 2018年にオーダーユニフォームカンパニー（OUC）と業務提携。「キットならきっと見つかる!」と言われる会社を目指して、  
 お客様に十分満足いただける会社であり続け、どこにも負けないお仕事をさせていただきます。



会社名 有限会社キット  
 所在地 〒683-0852 鳥取県米子市河崎10-1  
 電話番号 0859-24-0906  
 FAX番号 0859-24-4441  
 定休日 土曜・日曜・祝祭日  
 年末年始・GW・お盆  
 E-mail mail@kitto.jp  
 WEB SITE http://www.kitto.jp  
 代表取締役 阿部信太郎  
 業務内容 オリジナルプリント・オリジナルTシャツ  
 オリジナルユニフォーム・オリジナルウェア  
 各種プリント・刺繍  
 企画・制作・販売  
 本社設立 1978年9月





## 新入会員のご紹介(令和3年1月~令和3年12月)

| 法人名             | 代表者名   | 業種                | 所在地            |
|-----------------|--------|-------------------|----------------|
| (株)ライブアシスト      | 木下 須賀子 | 訪問介護・看護・障がい福祉サービス | 米子市角盤町1-3-11   |
| アイテック総建         | 白石 秀樹  | 建設業               | 西伯郡大山町塩津829-1  |
| (株)モイスティアスclear | 井上 佳代子 | 化粧品販売             | 米子市西福原1-4-29   |
| 行政書士 三浦一朗事務所    | 三浦 一朗  | 行政書士業務に付帯する一切の業務  | 西伯郡南部町鴨部1598-1 |
| (株)ミネプラス        | 尾澤 峰行  | 土地売買業             | 米子市今在家31-2     |
| (株)中田工業         | 中田 剛   | とび土工・建設業          | 米子市福市105-4     |
| (有)インバシ         | 石橋 雄器  | 海洋レジャー用品の販売修理     | 境港市竹内団地58番地    |
| (有)山陰サンドクリーン    | 生田 則朗  | 砂場の殺菌             | 西伯郡南部町福成3030-1 |

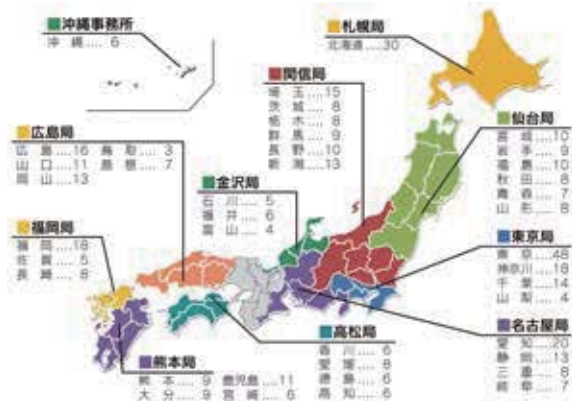
## 法人会とは

70年を超える歴史を有し、約75万社が加入する団体です。昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

### 法人会の組織

#### 全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開!

全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道府県連が組織されています。さらに、法人会の全国組織として全国法人会総連合があります。重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。



国税局エリア別単位法人会数



法人会の組織図

### 活動内容について

法人会は、税制に関する様々な活動を始めとする全国共通の活動に加えて、それぞれの地域の実情に応じた特色ある活動を行なっています。



## 第11回 定時総会記念講演会のお知らせ



#### テーマ

『揺れ動く内外情勢と  
これからの政局(仮)』

#### 講師

政治ジャーナリスト  
田崎 史郎 氏

#### 日時

令和4年5月24日(火)  
14:00 ~ 15:30

#### 会場

ANAクラウンプラザホテル米子



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)  
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。  
 中小企業経営者のもしものときの力になりたい。  
 創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した  
 「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、  
 いまも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

山陰支社/鳥取県米子市博労町4-356(山本ビル2F)  
TEL 0859-22-6741



AIG損保

**Business Guard**

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 政府労災の上乗せ補償                        | <b>ハイパー任意労災</b> (業務災害総合保険)                                |
| 会社で入る医療補償                         | <b>ハイパーメディカル</b> (業務災害総合保険・メディカル特約)                       |
| 初期のご相談から賠償金対応まで。<br>労務・雇用トラブルに備える | <b>スマートプロテクト</b> (総合事業者保険)                                |
| 地域社会に貢献する                         | <b>ビジネスガードAUTO</b> (法人会の自動車保険)                            |
| 企業向け第三者賠償責任保険                     | <b>ALL STARS</b> (事業賠償・費用総合保険)                            |
| 火災と地震災害に備える                       | <b>プロパティガード+企業地震保険</b><br>(企業財産特約/製作物資補償特約/地震/噴火/爆発補償特約等) |
| 個人情報の漏えい事故対策<br>マイナンバー対応          | <b>情報漏えいガード</b> (個人情報漏洩保険)                                |
| 役員個人を取り巻く<br>各種訴訟リスクに備える          | <b>MRP保険</b> (マネジメントリスクプロテクション保険)                         |
| 海外進出企業向けサポートプラン                   | <b>WorldRisk</b>  |

**AIG損害保険株式会社**

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先  
鳥取支店  
〒680-0846 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル2階  
TEL 0857-20-0081 FAX 0857-20-0085  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2021年12月時点の内容です。(21-073020 2021-12)



新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

## 法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

# Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

## プロの医療チームが あなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様<sup>(※1)</sup> 月1回<sup>(※2)</sup>のご相談まで  
無料で利用いただけます。

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



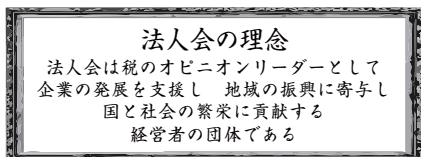
ご利用はこちらから



## 新規会員を募集しています。

～法人会ご加入のおすすめ～

経営に差がつく! 税の知識が身につく! 人脈がひろがる!



法人会とは…  
よき経営者を  
めざすものの団体  
それが法人会です。

お申し込み、お問い合わせは  
事務局へご連絡下さい

公益社団法人 米子法人会 事務局

〒683-0802  
米子市東福原2丁目1-1わかろビル 2F205号

TEL 0859-32-6616

FAX 0859-32-6615

HP <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yonago/>

メール [yonago-h23@true.ocn.ne.jp](mailto:yonago-h23@true.ocn.ne.jp)

### 編集後記

2022年最初の米子法人会会報No.89「みずとり」をお読みいただきありがとうございます。ご支援・ご協力をいただきました皆さまありがとうございました。

前号のお話で大変恐縮ですが、広報委員になって初めての会報誌において弊社のPRをさせていただく機会をいただきました。「会員のコーナー」というページです。まだ右も左もわからない活動中、お声がけいただき自社の取り組みの見直しが出来た貴重な時間でした。広報委員になるとこんな特典があるのか?と目からウロコだった次第です。(笑)ありがとうございます。皆さまもぜひ広報委員へ立候補してみたいか?がでしょうか?

毎回このみずとりでは、米子市界隈の新しい情報や取り組み、そして活発に活動している地域などの特集をしています。あちらこちらへアンテナを立てて情報をキャッチし、皆様にお届けできるようにしていますが、皆様からの情報提供も良いのか?と思いここに一投してみたいと思います。(笑)是非何か真新しい取り組みなどしている地域があれば米子法人会の事務局へお寄せいただけたらと思います。

「面白かった!!」「ためになった!!」といただけたら会報になるように精進してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

広報委員 永見 真澄

# にちなん四季折々



船通山のカタクリ



日野川と桜

春

夏



山上地域のヒマワリ



福万来ホタル



旧日野上小学校イチョウの木ライトアップ



石見の田んぼ景色

秋

冬



ゆきんこ村(雪景色)



福栄神社周辺雪景色



公益社団法人米子法人会会報【第89号】令和4年3月1日発行

発行／公益社団法人米子法人会 〒683-0802米子市東福原2-1-1 TEL0859-32-6616 FAX0859-32-6615  
編集責任者 広報委員長 足立耕太郎 / 印刷・製本：(有)米子プリント社

※掲載の文章、写真などを無断転用・引用することを禁じます。また、掲載の氏名、写真は承諾を得て掲載しています。